福島原発事故警戒区域内に取り残されている

犬・猫の保護活動の再開に関する請願

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成24年２月20日

環境大臣　細野豪志　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　動物ボランティア団体全国民間ネットワーク

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（全国動物ネットワーク）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表代行　鶴田真子美

　　日本国憲法第16条及び請願法の定めに基づき、以下の事項について請願致します。  
  
１　請願事項  
　1）福島原発事故警戒区域内に取り残されている犬・猫の保護活動の再開を求める。  
　2）保護活動における対象は生命尊重の観点から飼い主不明の犬・猫も含むこと。  
　3）保護活動における避難・警戒区域への立ち入り許可は、法人格を有した団体に限定すること

　　なく、活動実績と経験のある団体も認めること。

　4）保護活動を再開する場合には、被災住民に対する事前の周知を強く図ること。

　5）保護活動を再開した場合は、国民の知る権利を尊重し、報道機関による取材・報道を容認す

　　ること。

　6）再開した保護活動に係る必要経費は、原発事故を起こした東京電力も負担すべきであり、国

　　はこの旨を東京電力に伝え、実現を働きかけること。  
　7）以上の各事項について３月11日までに回答すること。不可能、または不承認の場合は、そ

　　の理由について回答すること。  
  
２　請願の理由  
　1）福島原発事故警戒区域内に取り残されている犬・猫の保護活動の再開を求める。  
　さる12月５日、環境省及び福島県は、福島原発事故で一般立入制限された警戒区域内に取り残された犬猫保護の指針を策定し、愛護団体の同区域内へり立ち入りを条件付きで許可することとし、保護活動を行う民間団体を募集した。これに応募し、許可された動物愛護団体は平成23年12月27日までに保護活動を規定に従って実施し、その活動を終了した。

　しかし、同区域内には多数の犬・猫が取り残されており、このまま放置されるならば生存が危惧され、過剰繁殖、動物感染症の蔓延も危惧されるので動物愛護と生命尊重の観点から保護活動の再開と、その承認を求めるものである。

　2）保護活動における対象は生命尊重の観点から飼い主不明の犬・猫も含むこと。

　平成23年12月27日までに行われた動物愛護団体による保護活動の対象は「民間団体による一斉保護の対象は、原則として飼い主から保護依頼があった被災ペット（犬ねこ等の家庭動物のみ）とする。ただし、衰弱等緊急の保護を要する個体についてはこの限りではない。」（環境省・福島県「民間団体による警戒区域内の被災ペットの保護に関するガイドラインについて」）とする条件が付せられていた。しかし、この条件は現在に至る警戒区域内における犬･猫が置かれた状況が作られた経緯を無視したものであり、不合理であると考えられるので撤回し、今後の保護活動においては、飼い主不明の犬・猫も含むことを求めるものである。

　3月11日、福島原発事故発生時に住民が避難した際に犬・猫の同行を拒否されたり、その後においては狭小な一時避難所や仮設住宅での飼養が困難になった状態が続くなど、飼い主は飼養を諦めざるを得ない状況を強いられたと考えるのが自然である。また、現在の警戒区域内の惨状は、国策事業である原発の事故によって引き起こされたのであり、住民と住民に飼養されていた犬･猫には何らの落ち度はないのであるから、今後の保護活動においては飼い主の判明･不明によって保護する、保護しないといった命の選別は行うべきではない。

　仮に警戒区域内の犬･猫を放置し、または飼い主の判明･不明によって保護する、保護しないといった命の選別を行うことは動物愛護管理法第２条「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないように、適正に取り扱うようにしなければならない」の定めに抵触する可能性があるので、飼い主不明の犬・猫も保護の対象とすべきである。

　3）保護活動における避難・警戒区域への立ち入り許可は、法人格を有した団体に限定すること

　　なく、活動実績と経験のある団体も認めること。

　福島原発事故で被災した犬・猫の保護活動は、本来、東京電力及び国が主体となって実施すべきものであるが、事故発生以来、不作為の状態が続いている。代わりに保護活動に動いたのが動物愛護団体である。現在、警戒区域内には多くの犬･猫が飢餓状態に追い込まれながらも生存しており、保護は急務となっている。このことからなるべく多くの民間団体の連携と協働による保護活動が求められている。従って、法人格を有する団体に限定することなく、活動実績と経験のある団体の参加は認めるべきでる。

　4）保護活動を再開する場合には、被災住民に対する事前の周知を強く図ること。

　３月11日の福島原発事故時の避難の際、及びそれ以後において犬･猫を警戒区域内に置いて来ざるを得なかった住民はかなりの数に上ると考えられる。さる12月に行われた保護活動については、周知期間が短く、周知が十分でなかったことから保護依頼をしたくてもできなかった住民が多数存在した。今後の保護活動については、飼い主が飼養していた犬･猫の保護を保護活動を行う団体に依頼できるよう、周知を十分行うべきである。

　5）保護活動を再開した場合は、国民の知る権利を尊重し、報道機関による取材・報道を容認す

　　ること。

　警戒区域内への報道関係者の入域は原則認められていないことから、同区域内における犬･猫の置かれた惨状の実態は国民に知られていない。国民には警戒区域内の状況を知る権利があると同時に、報道機関には報道する権利がある。

　警戒区域内への報道機関の入域禁止、すなわち実質的な報道管制によって得られる公共の利益は不明であり、禁止する理由に合理性はない。従って、今後の保護活動においては、報道機関による取材・報道を容認すべきである。

　6）再開した保護活動に係る必要経費は、原発事故を起こした東京電力も負担すべきであり、国

　　はこの旨を東京電力に伝え、実現を働きかけること。

　３月11日の原発事故以降、避難及び警戒区域内の犬･猫の保護活動は民間団体の自弁によって行われてきた。本来ならば、原発事故を引き起こした東京電力が責任をもって区域内の保護活動を行うべきものであった。今後の保護活動においては、東京電力も関与すべきであり、特に保護活動に係る必要経費を負担すべきである。国は国策事業として原発を推進して来た一端の責任を有しているのであるから、今後における保護活動に係る必要経費は、原発事故を起こした東京電力が負担すべきとし、東京電力にその負担の拠出の実現を働きかけるべきである。

　7）以上の各事項について３月11日までに回答すること。不可能、または不承認の場合は、そ

　　の理由について回答すること。

　当動物ボランティア団体全国民間ネットワークを含め、多数の団体・個人が、福島原発事故の避難・警戒区域に取り残された犬・猫の保護の救出に向けた要望、お願い等を、貴職及び関係機関に対して、数次にわたって行ってきた。しかし、昨年12月、環境省及び福島県の承認のもとで行われた保護活動を除けば、悉く無視されてきたことから、請願法第５条「この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。」との規定に基づき、確実な回答を求めるものである。

３　請願者

　団　体　名　動物ボランティア団体全国民間ネットワーク

　　　　　　　（全国動物ネットワーク）

　代表者氏名　鶴田真子美

　住　　　所

　電　　　話

＜連絡先＞　担当運営委員　敦賀秀男